

訪問看護ステーションゆっくり/訪問看護ステーションゆっくり サテライト調布  
介護保険訪問看護・介護予防訪問看護料金表

	項目	単位	2級地 (11.12円)
訪問看護	20分未満	313	3,481
	30分未満	470	5,226
	<b>30分以上1時間未満</b>	<b>821</b>	<b>9,130</b>
	1時間以上1時間30分未満	1125	12,510
	(准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)		
訪問看護 介護予防	20分未満	302	3,358
	30分未満	450	5,004
	<b>30分以上1時間未満</b>	<b>792</b>	<b>8,807</b>
	1時間以上1時間30分未満	1087	12,087
	(准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)		
加算	<b>緊急時訪問看護加算</b>	<b>540</b>	<b>6,005</b>
	同時に複数の看護師等が行った場合		
	所要時間30分未満	254	2,824
	所要時間30分以上	402	4,470
	看護師等と看護補助者が訪問看護を行う		
	所要時間30分未満	201	2,235
	所要時間30分以上	317	3,525
	<b>初回加算</b>	<b>300</b>	<b>3,336</b>
退院時共同指導加算	600	6,672	
夜間または早朝、深夜のサービス提供	夜間又は早朝→所定単位数 +25/100 深夜→所定単位数 +50/100		

\* 表記金額は10割負担の金額です。

\* 主要な項目を大きな表示にしています。

令和6年6月より

訪問看護ステーションゆっくり/訪問看護ステーションゆっくり サテライト調布  
 訪問看護(医療保険)料金表

項目	料金(円)	項目	料金(円)
<b>精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)</b>		訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
◇保健師・看護師または作業療法士による訪問		◇保健師・助産師または看護師による訪問	
		(週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
(週3日目まで 30分以上の場合)	5,550	◇准看護師による訪問	
		(週3日目まで)	5,050
		(週4日目以降)	6,050
◇准看護師による訪問		訪問看護基本療養費(Ⅱ)(同一建物居住者)	
(週3日目まで 30分以上の場合)	5,050	◇保健師・助産師または看護師による訪問	
		①同一日に2人 (週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
		②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,780
		(週4日目以降)	3,280
<b>訪問看護管理療養費</b>		◇准看護師による訪問	
①月の初日の訪問	7,670	①同一日に2人 (週3日目まで)	5,050
		(週4日目以降)	6,050
②月の2日目以降の訪問	3,000	②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,530
		(週4日目以降)	3,030
<b>24時間対応体制加算(月1回)</b>	6,800		
<b>訪問看護情報提供療養費1・2・3</b>	1,500	訪問看護基本療養費(Ⅲ)(外泊時)	8,500
<b>退院時共同指導加算</b>	8,000	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
<b>退院支援指導加算</b>	6,000	◇保健師・看護師または作業療法士による訪問	
		(週3日目まで 30分未満の場合)	4,250
		(週4日目以降 30分以上の場合)	6,550
		(週4日目以降 30分未満の場合)	5,100
<b>訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)</b>	780	◇准看護師による訪問	
<b>訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)</b>	50	(週3日目まで 30分未満の場合)	3,870
		(週4日目以降 30分以上の場合)	6,050
		(週4日目以降 30分未満の場合)	4,720
複数名精神科訪問看護加算		精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)(同一建物)	
◇保健師、看護師または作業療法士の場合		◇保健師・看護師または作業療法士による場合	
・1日1回の場合 同一建物内1人	4,500	①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,550
同一建物内2人	4,500	(週3日目まで 30分未満)	4,250
同一建物内3人以上	4,000	(週4日目以降 30分以上)	6,550
◇准看護師の場合		(週4日目以降 30分未満)	5,100
・1日1回の場合 同一建物内1人	3,800	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,780
同一建物内2人	3,800	(週3日目まで 30分未満)	2,130
同一建物内3人以上	3,400	(週4日目以降 30分以上)	3,280
◇看護補助者または精神保健福祉士の場合		(週4日目以降 30分未満)	2,550
同一建物内1人	3,000	◇准看護師による場合	
同一建物内2人	3,000	①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,050
同一建物内3人以上	2,700	(週3日目まで 30分未満)	3,870
緊急訪問看護加算(月14回目まで)	2,650	(週4日目以降 30分以上)	6,050
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000	(週4日目以降 30分未満)	4,720
長時間訪問加算	5,200	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,530
乳幼児加算(6歳未満)	1,300	(週3日目まで 30分未満)	1,940
乳幼児加算(6歳未満)厚生労働大臣が定めるもの	1,800	(週4日目以降 30分以上)	3,030
夜間・早朝訪問看護加算(6～8時・18時～22時)	2,100	(週4日目以降 30分未満)	2,360
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200	特別管理加算	2,500
精神科重症患者支援管理連携加算			
(精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者)	8,400		
(精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者)	5,800		
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)(外泊時)	8,500		
在宅患者連携指導加算	3,000		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000		

\* 表記金額は10割負担の金額です。

\* 主要な項目を大きな表示にしています。